

鳥取市庁舎建設に関する調査特別委員会委員長報告

鳥取市庁舎建設に関する調査特別委員会に付託されました議案第 107 号鳥取市の市庁舎新築移転計画に関する住民投票条例の制定について、本委員会での審査の経過、及び結果を御報告します。

審査に当たっては、参考人として本案の請求代表者である谷口隆秋氏、米村京子氏、吉田幹男氏に出席をいただきました。また、説明員として竹内市長にも出席を求め、審査を行いました。

以下、審査の過程において、委員より出された主な意見について御報告をいたします。

第 1 に、新築移転以外の選択肢、対案についてであります。

住民投票条例請求の要旨には「市庁舎の耐震化は不可避の課題」と記載されていますが、条例案の投票の方法によって住民投票を実施し、市庁舎新築移転計画に反対との結果が出た場合、市庁舎の耐震化についての解決にはならないということであり、具体的に市民の判断ができ得る選択肢の設定が必要であるという意見がありました。一方で、行政の専門家でもなく、予算執行権のない市民に対案を出せということは理論のすりかえであろうという意見がありました。

第 2 に、この条例制定案は不備な点が認められるという意見であります。

例えば、実施するための投票準備期間や市民への周知期間を考えた場合、30 日という期間は現実的ではないこと。また、最低投票率が示されておらず、この住民投票の結果を尊重すべきということであれば、やはり最低投票率の規定を設けることは必要ではないかなどの意見がありました。

しかしながら一方で、提出されている条例案の理念について誤りはないので、多少の不備があったとしても思いを酌み取って修正をするといったことは可能であろうという意見もありました。

第 3 に、これまでの議会としての取り組みについてであります。

鳥取市庁舎等に関する調査特別委員会、鳥取市庁舎建設に関する調査特別委員会と合わせると、これまでに 39 回の委員会を開催し、それぞれの議員がそれぞれの立場で、責任を持って真剣に議論を重ねた結果、今の新築、統合、移転という方向になったものであります。したがって、この議会で出た結論について、対案があれば別であります。改めて賛否を問う条例案には反対であるという意見がありました。また一方で、回数の問題ではなくて、市民に対し、議会が十分に説明をやってこなかったという批判を甘んじて受けなければならないし、謙虚にこれまでの取り組みを振り返って、この条例案に賛同すべきとの意見がありました。

そのほか、提出された条例案の各種の問題点を精査し、環境・条件が整えば新たな条例案の提出を検討してもいいのではないかといった意見もありました。また、合併特例債について、国において東日本大震災の被災地以外の自治体についても期限の延長を検討するよう求める動きもあり、そういうことになれば選択肢が広がるといった意見もありました。

以上、何点か述べさせていただきましたが、今回5万人以上の市民の署名が添えられ条例制定の直接請求されたことは、議会として重く受けとめているところであります。今後、議会としても情報提供について、一層の努力を図っていきたいと考えています。

最後に、審査の結果を御報告いたします。

議案第107号鳥取市の市庁舎新築移転計画に関する住民投票条例の制定については採決の結果、賛成少数で否決すべきものと決定いたしました。
以上報告を終わります。